

山口市認知症サポーター養成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は山口市とする。なお、実施にあたっては、事業の全部又は一部を事業運営が適切に実施できる団体（介護サービス事業者を除く）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内において、認知症の人と家族の理解者として、地域で支え合おうとする意欲を持つ者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を開催する。
- (2) 養成講座の時間は、概ね90分程度とする。
- (3) 養成講座のカリキュラムは、次のとおりとする。

研修内容	標準時間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等	30分

- (4) キャラバン・メイト（山口県等が主催する「キャラバン・メイト養成研修」を受講した者。）が研修の講師となる。
- (5) 養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる「認知症サポーターカード」と「オレンジバッジ」を交付する

(養成講座の開催手続)

第5条 養成講座の開催手続は、次により行うものとする。

- (1) 養成講座開催を希望する者は、原則として講座開催予定日の40日前までに市に申込みをするものとする。
- (2) 市は、キャラバン・メイトと開催日時等について調整し、「認知症サポーター養成講座開催計画表」（第1号様式）を全国キャラバン・メイト連絡協議会へ提出し、キャラバン・メイトの派遣を行う。
- (3) キャラバン・メイトは養成講座の実施後、サポーター数を把握し、「認知症サ

ポーター養成講座実施報告書」(第2号様式)を作成し、市を通じて、協議会に提出する

(守秘義務)

第6条 キャラバン・メイトは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局の設置)

第7条 事業を推進するため、山口市高齢福祉課包括支援担当内に認知症サポーター養成事業事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局は、山口県、全国キャラバン・メイト連絡協議会その他関係機関と連携を図り、事業の推進のための業務を行うものとする。

(事務局の役割)

第8条 事務局の役割は次のとおりとする。

- (1) 養成講座を行うキャラバン・メイトの派遣調整
- (2) キャラバン・メイト登録者の管理
- (3) 養成講座の教材及び認知症サポーターカード、オレンジバッジの管理
- (4) 養成講座実施状況の把握

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。